

流山市農業委員会
令和8年第6回
総会議事録

令和8年6月10日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和8年第6回総会議事録

- 1 期 日 令和8年6月10日(水)
- 2 場 所 流山市役所第301会議室
- 3 議 長 名 水代 啓司
- 4 署名委員 9番 石井 保
10番 岡田 長政
- 5 出席農業委員(委員11名)
 - 1番 鈴田 徹
 - 2番 矢口 優子
 - 3番 池田 操代
 - 5番 鈴木 亨
 - 6番 金子 孝博
 - 7番 中嶋 清
 - 8番 小菅 康男
 - 9番 石井 保
 - 10番 岡田 長政
 - 11番 山崎 日出男
 - 12番 水代 啓司
- 6 欠席農業委員(委員1名)
 - 4番 金子 文雄
- 7 出席農地利用最適化推進委員(委員3名)
 - 1地区 藍川 治助
 - 2地区 森田 元彦
 - 2地区 海老原 節雄
- 8 欠席農地利用最適化推進委員(委員0名)
- 9 書記名 事務局主任主事 窪田 優成
- 10 事務局 事務局次長 染谷 晃
事務局次長補佐 水落 朋子
事務局会計年度任用職員 斉藤 恒夫
- 11 会議目次
 - 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について 1
 - 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用) 4
 - 議案第27号 農用地利用集積等促進計画の決定について 6
 - 議案第28号 農地所有適格法人報告書の提出について 7
 - 報告第18号 生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について 9
 - 報告第19号 合意解約の通知について 9
 - 報告第20号 転用許可に伴う工事完了の報告について 10
 - 報告第21号 一時転用許可期間終了後の農地復元の報告について 10
 - 報告第22号 専決処理の報告について 11

▲開会 午後3時00分

○水代会長 ただ今から令和8年第6回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今のところ、出席委員は12名中11名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より3名出席していることを報告いたします。

なお、4番 金子文雄委員から欠席の旨届出がありましたので、報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○水代会長 異議なしと認めます。

9番 石井委員、10番 岡田委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、窪田主任主事を任命いたします。

○水代会長 次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

染谷次長。

◎染谷次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」を御覧ください。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第28号「農地所有適格法人報告書の提出について」までの4議案について、御審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第18号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」から報告第22号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

説明は、以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 なしと認めます。

○水代会長 これより議事に入ります。

議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の1ページを御覧ください。

議案第25号

農地法第3条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和8年6月10日提出

今月の申請は8件です。

議案の1番から5番は、権利者が同一のため一括して御説明します。

権利者は、柏市中十余二に所在する法人で、主な事業は芝生生産を行っています。

申請地は、野々下一丁目の現況畑7筆、合計面積14,039平方メートルです。

申請事由は、経営規模拡大のため、賃貸借権を設定するものです。

議案案内図は、1ページにございますので、併せて御参照ください。

権利者は、農地所有適格法人ではなく、一般法人での申請となります。

一般法人が農地を貸借することは可能ですが、個人に必要な要件のほかに、3つの要件を満たす必要があります。

皆様に、別紙でお配りしているA4横で「法人の名前」が書かれている資料を御覧ください。

一般法人が農地を貸借するのに必要な要件として、

1. 貸借契約に解除条件が付されていること。

申請書に添付された賃貸借契約書内に、適切に契約を履行しなかった場合、所有者から解除可能という記載があります。

2. 地域における適切な役割分担のもと農業を行うこと

権利者からは、自主的に年2回の水路の除草作業と年1回の地域清掃を行う旨の確約書の提出があります。

3. 業務執行役員または、重要な使用人が1人以上耕作の事業に常時従事すること。

代表社員が150日以上従事する計画であり、芝生管理の事業については平成2年から従事しているとのことです。

以上により、3つの要件は満たしております。

次に、議案書2ページの6番と7番も関連がありますので、一括して説明します。

6番の権利者は、流山市古間木にお住まいの方で職業は学生です。

7番の権利者は、流山市古間木にお住まいの方で職業は農業です。

申請地は、古間木の田2筆と現況畑2筆 合計面積5,767平方メートルです。

申請事由は、農業経営の継承を行うため、所有権の持分を贈与するものです。

議案案内図は、2ページにございますので、併せて御参照ください。

最後に、議案8番の権利者は、流山市前ヶ崎にお住まいの方で職業は農業です。

申請地は、前ヶ崎の現況畑1筆 面積844平方メートルです。

申請事由は、経営規模拡大のため売買にて所有権を移転するものです。

議案案内図は、3ページにございますので併せて御参照ください。

説明は以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

○山崎委員長 議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は8件です。

本案については、現地調査と権利者およびその関係者からのヒアリングを行い審議いたしました。

はじめに、1番から5番については、権利者が同一のため一括して御報告いたします。

まず、申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、つくばエクスプレス線流山セントラルパーク駅の東約900メートルに位置している

畑7筆 合計面積14,039平方メートルです。

申請地の現況は、写真のとおりで、以前は休耕状態であった田を埋め立て、先月に農地造成が完了し、畑となっております。

権利の種類は、賃貸借権を設定するもので、申請理由につきましては、経営規模拡大のため申請があったものです。

1年間の賃借料は、全体で42万4,800円です。

権利者の営農状況ですが、耕作面積は野田市で約1ヘクタールです。

所有する農機具は、トラクター1台、薬剤散布機が1台です。

散水車や、大型芝刈り機、肥料散布機、トラック、フォークリフトなどについては、リースにて確保しているとのことでした。

農業従事者は7名で、そのうち申請地の所有者の3名が嘱託職員として従事する計画です。

申請地では、西洋芝を耕作する計画です。

ヒアリングでは、代表社員を中心に芝生の耕作を行っていくことを聞き取っております。

一般法人としての要件は、先ほど事務局から説明があったとおりで、貸借契約に解除条件が付されていること、地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと、業務執行役員が常時従事すること、の各要件を満たしていることを確認しています。

次に6番と7番は関連する案件のため、一括して御報告いたします。

申請地は、つくばエクスプレス線流山セントラルパーク駅の東約1キロメートルに位置している田2筆と現況畑2筆 合計面積5,767平方メートルです。

権利の種類は、家族内での贈与による所有権の移転です。

申請理由につきましては、農業経営の継承を行っていくため、孫と子へ義務者の所有するそれぞれの持分を移転しようとするものです。

権利者についてですが、議案6番の権利者の年齢は21歳、職業は学生、農業従事日数は60日です。

7番の権利者の年齢は52歳で、職業は農業、農業従事日数は150日です。

世帯での農業従事者は5名で、経営面積は約1.5ヘクタールです。

6番の権利者の農業従事日数は60日ですが、世帯員で農業従事日数が150日以上であることを申告書でも確認しています。

今後も、家族で協力しながら農業を続けていきたいとのことでした。

最後に、8番の申請地について前方の地図で御説明いたします。

JR常磐線南柏駅の西約1.7キロメートルに位置している現況畑1筆、面積844平方メートルです。

権利の種類は、売買による所有権移転をするもので、申請理由につきましては、経営規模拡大のため申請があったものです。

売買金額は、約380万円です。

権利者についてですが、年齢は74歳で職業は農業です。

経営面積は約5.8ヘクタール、農業従事日数は300日、農業従事者は4名です。

申請地を含め、全ての農地の耕作を続けていきたいとのことでした。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、労働力の確保および農地の効率的利用の確保が図れること、また、農業従事日数を満たしていることなどが確認できており、農

地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願い致します。

○水代会長 ありがとうございます。

はじめに、本案の1番から7番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆森田推進委員 1番から5番についてですが、農地造成が完了したということなののでしょうか。

◎事務局(染谷次長) 報告第21号で報告いたしますが、田から畑にするため農地造成の一時転用許可を取得し、令和8年5月11日に農地復元が完了した報告があり、これから、芝を耕作するために農地法第3条の許可申請がなされたものです。

◆森田推進委員 農地造成が完了し、これから芝を耕作するために土地を賃貸借する許可申請がなされたということですね。

◎事務局(染谷次長) そのとおりです。

◆森田推進委員 わかりました。

○水代会長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案の1番から7番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、本案の1番から7番については、許可することに決定いたしました。

○水代会長 次に、本案の8番については、藍川推進委員に関係する案件でありますので、関係委員の退席を願い審議いたします。

藍川委員の退席を求めます。

(午後3時14分 藍川推進委員 退席)

○水代会長 これより、本案の8番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案の8番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって本案の8番については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございます。

藍川推進委員の除斥を解きます。

(午後3時15分 藍川推進委員 入室)

○水代会長 次に、議案第26号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎**染谷次長** 議案書の3ページをお開きください。

議案第26号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和8年6月10日提出

今月の申請は1件です。

権利者は、柏市あけぼの三丁目に所在する法人です。

申請地は、中野久木の畑1筆 転用面積496平方メートルです。

権利の種類は所有権の移転で、転用目的は調剤薬局を建設するものです。

この申請地の案内図と計画図は、議案案内図の4ページと5ページにございますので、併せて御参照ください。

説明は以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○**水代会長** 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

○**山崎委員長** 議案第26号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を御報告いたします。

今月の案件は、1件です。

本案についても、現地調査と権利者およびその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武野田線江戸川台駅の西約1キロメートルに位置し、周囲は市街化区域に近接する農地で、その規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたしました。

申請地周辺につきましては、北側は道路、東側は駐車場、南側と西側は畑となっています。

申請地の現況につきましては、写真のとおり休耕状態です。

権利の種類は売買による所有権移転で、転用目的は調剤薬局を建設しようとするものです。

権利者は、柏市あけぼの三丁目に本店を置く株式会社で、医薬品小売業を営んでおります。

昨年度の売り上げは、約2億6千万円です。

申請理由については、南約45メートルの距離にクリニックがあり、その患者の利便性向上のため、調剤薬局を新設するものです。

クリニックの隣接地で、土地の選定を行ってきましたが、交渉が難航し、この申請地となったそうです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

平屋建て、建築面積157平方メートルの調剤薬局と駐車場9台分を整備する計画です。

土砂等の流出対策については、隣接地との境界にコンクリートブロックを設置し流出を防ぐ計画です。

また、排水対策については、雨水は浸透貯留槽を設置しオーバーフロー分を側溝に放流し、汚水は、浄化槽を設置し前面の側溝に放流する計画です。

資金計画ですが、土地の価格は約1,500万円、建設費が約4,400万円です。
全額自己資金で賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書が添付されています。
他法令については、都市計画法が該当し、現在手続き中です。

以上、権利者および申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、土地選定理由や申請理由などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

それでは。本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆第6番(金子孝博委員) 現在、休耕中ですが、西側の残った畑について、何か作付けするのですか。

○水代会長 あわせて、建築の許可基準を説明してください。

◎事務局(染谷次長) 作付けについてですが、当該地については、報告第19号で合意解約の通知がなされており、西側の残った農地についての計画は聞いていません。

当初の予定では、クリニックの隣接農地を転用して、調剤薬局を造る計画でしたが、所有者との交渉が難化し、この申請となったものです。

調整区域に調剤薬局を建築するには、クリニックから半径50メートル以内の場所でないと建築できないため、当該地で建築するものです。

クリニックから調剤薬局まで行くためには、車は東側の道路を通り、徒歩は通学路として整備されている西側道路を通ることができます。

○水代会長 よろしいですか。

◆第6番(金子孝博委員) はい。

○水代会長 ほかに質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第26号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 次に、議案第27号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の4ページをお開きください。

議案第27号

農用地利用集積等促進計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積等促進計画について審議を求める。

令和8年6月10日提出

今月の申請は1件です。

権利者は、流山市中にお住まいの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、平方の畑4筆 合計面積7,406平方メートルです。

利用権の設定期間は、実質更新により5年間で権利の種類は賃貸借です。

議案案内図につきましては、6ページにございますので併せて御参照ください。

説明は以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

○山崎委員長 議案第27号「農用地利用集積等促進計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、1件です。

本件については、実質更新により5年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で年齢は22歳です。

農業従事者は6名、農業従事日数は300日、経営面積は約6.5ヘクタールです。

申請地につきましては、写真のとおりで、作付け済みでした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、労働力の確保および農地の効率的利用の確保が図れることや、従事日数などの各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

それでは、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第27号については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 次に、議案第28号「農地所有適格法人報告書の提出について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の6ページをお開きください。

議案第28号

農地所有適格法人報告書の提出について

農地法第6条第1項の規定による報告が次のとおりあったので、意見を求める。

令和8年6月10日提出

農地所有適格法人につきましては、事業年度の終了後3か月以内に、毎年、農地所有適格法人報告書を農業委員会に提出しなければならないと規定されておりますことから、報告書の提出があったものであります。

今回、報告がありました法人は、流山市おおたかの森南二丁目に所在する農地所有適格法人です。

報告がありました法人の事業年度は、令和7年3月1日から令和8年2月28日までの1年間で

す。
皆様のお手元に配付させていただきました、様式例第5号の3「農地所有適格法人要件確認書」という資料を御覧ください。

この資料につきましては、法人から提出いただきました報告書をもとに、作成しております。

確認書の表に、令和8年5月19日と書かれている欄が、今回、報告のあった箇所ですので、この欄を縦に御覧ください。

経営面積は、0.72ヘクタールです。

法人形態は、合同会社です。

事業の種類は、農産物の生産・販売およびファームレストランの経営です。

売上については、3年分の農業・農業関連売上が、全体の半分以上を占めておりました。

構成員は、農業の常時従事者が法人の構成員です。また、業務執行役員は、過半数の役員が農業に常時150日以上従事することとなっております。

当該法人の役員は2名であり、従事日数は150日以上従事しておりました。

以上のことから、農地所有適格法人としての必要な要件はそれぞれ備えていますので、適とさせていただきます。

当該法人の農地の位置図は、議案案内図の7ページになります。

説明は以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

○山崎委員長 議案第28号「農地所有適格法人報告書の提出について」御報告いたします。

本案については、配付資料の「農地所有適格法人要件確認書」に基づき審査を行いました。

その結果、農地所有適格法人の要件としては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件、業務執行権要件について、いずれの要件にも適合していることを確認したため、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

それでは、本案に対する質疑に入ります。

○水代会長 私から1点お聞きします。

レストランの売り上げはいくらですか。

◎事務局(染谷次長) 農業・農業関連売上の売り上げが5,043万2,408円ですが、そのうちレストランの売り上げが3,653万8,069円です。

○水代会長 わかりました。

ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第28号については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、報告第18号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の7ページをお開きください。

報告第18号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について

生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

令和8年6月10日報告

今月の生産緑地の斡旋依頼は1件です。

本件は、令和8年4月総会で「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」で承認をいただきました方の農地です。

議案案内図につきましては、8ページにございますので、併せて御参照ください。

今後、買取り申出から3か月が経過する日までに、買取りの申し出がなかった場合には、生産緑地地区の行為の制限が解除されることになります。

今月の報告は以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第19号「合意解約の通知について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の8ページを御覧ください。

報告第19号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

令和8年6月10日報告

合意解約が行われました農地は、中野久木にあります畑1筆、面積988平方メートルです。
合意解約通知書の受付日は、令和8年5月15日です。

議案案内図につきましては、9ページにございますので、併せて御参照ください。

こちらは、本件は議案第26号で審議いただきました申請地の分筆前の農地でございます。
今月の報告は以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第20号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の9ページをお開きください。

報告第20号

転用許可に伴う工事完了の報告について
農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

令和8年6月10日報告

今月の工事完了報告は1件です。

本件は、令和7年8月の総会で審議がなされ、令和7年8月15日付けで許可となった案件であります。

案内図および土地利用計画図については、議案案内図の10ページと11ページにございます。

令和8年5月8日に第3小委員会の委員の皆様には現地を確認いただきました。

また、現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので、併せて御参照ください。

今月の報告は以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第21号「一時転用許可期間終了後の農地復元の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の10ページをお開きください。

報告第21号

一時転用許可期間終了後の農地復元の報告について
一時転用許可期間終了後の農地復元状況を確認したので、報告する。

令和8年6月10日報告

今月の農地復元報告は6件です。

1番から3番は、令和6年8月の総会で審議され、令和6年9月18日付けで許可となった案件であります。

4番から6番は、令和7年6月の総会で審議され、令和7年7月28日付けで許可となった案件であります。

案内図および土地利用計画図については、議案案内図の12ページと14ページから15ページにございますので、併せて御参照ください。

こちらは、議案第25号の1番から5番の申請地となっています。

いずれも、令和8年5月11日に事業が完了し、5月15日付けで千葉県の特定期限事業の完了確認の通知が出されております。

先週の6月5日に、第1小委員会の委員の皆様にご現地を確認いただきました。

現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので、併せて御参照ください。

今月の報告は以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特になさいますので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第22号「専決処理の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の11ページをお開きください。

報告第22号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月10日報告

最初に1.の農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告いたします。

今月の農地法第4条の届出の報告は、3件 3筆 合計面積1,726平方メートルです。

次に、2.の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、8件 14筆 合計面積4,866平方メートルです。

いずれも、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の12ページを御覧ください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が3件です。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が7件、マンションの区分所有が1件、計8件の届出がありました。

今月の報告は、以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和8年第6回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後3時50分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和8年6月10日

流山市農業委員会 会長

水沢啓司

流山市農業委員会 委員

石井保

流山市農業委員会 委員

岡田長政